

広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号 損害賠償請求事件

文書提出命令申立書

原告 高野 邦 夫

被告 国

平成30年8月22日 広島地方裁判所三次支部 御 中

記

原告は原告主張事実立証ため、民事訴訟法第220条二号の規定により、文書の所持人である検察=国に対し、次の通り当該文書の提出を求めるべく申立いたします。

一 文書の表示

原告が押込強盗傷害罪と認識している本件事件に関し、被告が第1準備書面で主張している**牛尾検察官**の処分行為の適法性を明らかにする文書。

1. 訴外**津田**の供述調書(警察官面前調書と検察官面前調書)

2. **牛尾検察官**が起訴した傷害罪の「刑事略式事件記録」

二 文書の趣旨

一の1,2のとおり、被告=国が第1準備書面で主張している事実の根拠とされている文書。

三 文書の所持者

国=検察

四 証明すべき事実

**牛尾検察官**の処分行為が、形式的には適法行為を装いながら、実質において原告を馬鹿にした(人格権侵害)行為であった事実の立証。

五 文書の提出義務の原因

1. 被告が準備書面等で主張している事実の根拠とされている文書で、本来**乙号証**で提出されて然るべきもので、同時に民事訴訟法第220条二の**閲覧を求めることができる文書**に該当。

2. **閲覧を求めることができる文書**である事の根拠規定は、刑事訴訟法第53条②項です。

★民事訴訟法第220条(文書提出義務)

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は**閲覧**を求めることができるとき。

三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。

四 以下省略

★刑事訴訟法第53条〔訴訟記録の閲覧〕

何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

②**弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。**

以上原告 高野 邦 夫